

福岡県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県新人看護職員研修事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施するのに必要な経費を補助することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

(事業実施主体)

第3条 この補助金は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院（以下「事業者」という。）を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている場合
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている場合
- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している場合
 - イ 暴力団員が実質的に運営している場合
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している場合
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している場合
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している場合
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合

(交付の事業内容)

第4条 事業者が、新人看護職員研修ガイドライン（改訂版）（平成26年2月、以下「ガイドライン」という。）に示された以下の項目（ア、イ、ウ）に沿って、新人看護職員、新人保健師又は新人助産師に対して行う研修を対象とする。

- (ア) 「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドラインのⅠ－3－1）又はガイドラインのうち保健師編のⅠ－3－1）を参照）として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。
- (イ) 「研修における組織の体制」（ガイドラインのⅠ－3－2）又はガイドラインのうち保健師編のⅠ－3－2）を参照）として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。
- (ウ) 「新人看護職員研修」（ガイドラインのⅡを参照）に沿って、到達目標を設定し、その評

価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関する項目を含めること。

また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」（ガイドラインのうち保健師編のⅡ）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

- 2 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額の算定は次のとおりとする。

- （1） 別表の基準額欄に掲げる額と同表の対象経費の実支出額のいずれか少ない方の額を選定する。
- （2） （1）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

（交付の条件）

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1） 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2） 事業内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3） 事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （4） 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （5） 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （6） 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （7） 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、福岡県補助金等交付規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- （8） 補助金と事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成し、当該収入及び支出にかかる証拠書類を整理し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- （9） 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- （10） 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

(申請手続)

第7条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、様式1により知事が別途定める日までに知事に申請しなければならない。

(変更申請手続)

第8条 事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式1-2により知事が別途定める日までに知事に提出するものとする。

(概算払の請求)

第9条 この補助金は、概算払によることができるものとし、事業者が概算払を受けようとするときは、様式2により知事に請求しなければならない。

(実績報告)

第10条 事業者は補助事業が完了したとき、その日から起算して1月を経過した日（第6条第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、様式3により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて第5条の規定により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は補助事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。

3 補助事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第12条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式4により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(その他)

第13条 特別の事情により第5条、第7条、第8条及び第10条に定める算定方法、手續によることができない場合には、あらかじめ、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度から令和9年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月22日から施行し、改正後の福岡県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱の規定は、平成23年度から平成24年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年1月29日から施行し、改正後の福岡県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱の規定は、平成25年度からの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月19日から施行し、改正後の福岡県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱の規定は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月6日から施行し、改正後の福岡県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行し、改正後の福岡県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行し、改正後の福岡県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年度の補助金から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に伴い改正される前の各様式については、令和3年3月31日までの間、改正後の各様式とみなすことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の福岡県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、改正後の福岡県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱の規定は、令和５年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年７月１０日から施行し、改正後の福岡県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱の規定は、令和７年度の補助金から適用する。